

医療法人 啓 仁 会 介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘 (介護予防) 短期入所療養介護運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人啓仁会が開設する 医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘（以下「当施設」という。）において実施する（介護予防）短期入所療養介護の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 (介護予防) 短期入所療養介護は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、(介護予防) 短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係区市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の同意を得ることとする。
- 8 当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供するに当た

っては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- （1）施設名 医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘
- （2）開設年月日 平成25年 4月 1日
- （3）所在地 東京都三鷹市新川五丁目6番地24号
- （4）電話番号 0422-71-2011 FAX0422-71-2012
- （5）管理者名 小林 剛
- （6）介護保険指定番号 介護老人保健施設（1353680018号）

（従業者の職種、員数）

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- （1）管理者 1人
- （2）医師 2人以上（内1名は管理者兼務）
- （3）薬剤師 1人以上
- （4）看護職員 12人以上
- （5）介護職員 28人以上
- （6）支援相談員 2人以上
- （7）理学療法士・作業療法士 2人以上
- （8）管理栄養士 1人以上
- （9）介護支援専門員 2人以上（兼務）
- （10）事務員 3人以上

（従業者の職務内容）

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- （2）医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- （3）薬剤師は、医師の指示に基づき施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- （4）看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく看護を行う。
- （5）介護職員は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく介護を行う。
- （6）支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、区市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- （7）理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実

施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(8) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。

(9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の必要な援助を行う。

(10) 事務職員は必要な事務を行う。

(利用定員)

第7条 (介護予防) 短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数(120人)より実入所者数を差し引いた数とする。

(事業の内容)

第8条 (介護予防) 短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される(介護予防)短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理をする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額は以下とおりとする。

(1) 保険給付の自己負担額は、別に定める料金表により支払いを受ける。

(2) 利用料として、居住費(滞在費)、食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、行事費、私物の洗濯代、通常の送迎実施地域を越えての送迎費、その他の費用等利用料は、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

三鷹市、調布市、府中市、武蔵野市、杉並区及び世田谷区

(身体の拘束等)

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当該利用者またはその代理人の同意を得た上で行い、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録等に記載する。

(虐待の防止等)

第12条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行

うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第14条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 面会は、午前9時から午後8時までとする。
- ・ 消灯時間は、午後9時00分とする。
- ・ 外出は事前に届け出をすること。
- ・ 飲酒・喫煙は原則禁止する。
- ・ 火気の手扱いは、禁止する。
- ・ 設備・備品の利用は、決められた場所で丁寧に利用すること。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、品物によって制限する場合がある。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、利用者が責任を持って管理すること。
- ・ 宗教活動は、禁止する。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ・ 運営の都合上不都合が生じた場合や安全が担保出来ない場合、居室を変更させていただきます。

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者には、事業所の事務責任者を充てる。

(2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ②利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法的徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（業務継続計画の策定等）

- 第 16 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護（予防短期入所療養介護）サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。
 - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 第 17 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
 - 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修
 - 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（職員の服務規律）

- 第 18 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第 19 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（職員の勤務条件）

第 20 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人 啓仁会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第 21 条 当施設職員は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第 22 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

（1） 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2） 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3） 当施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

- 3 管理栄養士等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第 23 条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第 24 条 利用者やその家族または施設職員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会

屋、社会運動等標榜ゴロ、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、ただちに本契約を解除することができ、解除により相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しない。
 - (1) 相手方または相手方の役員が反社会的勢力に該当すると認められるとき
 - (2) 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) 相手方または相手方の役員もしくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき
- 3 自己が前項各号に該当したため相手方が本契約を解除した場合、相手方に生じた損害を賠償しなければならない

（その他運営に関する重要事項）

第 25 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 （介護予防）短期入所療養介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人啓仁会理事長と施設管理者において定めるものとする。

（ハラスメント防止に関する基本方針）

第 26 条 本施設は、利用者及びその家族等によるハラスメント（暴言、暴力、過度な要求、威圧的な言動等）から職員の就業環境を守るため、以下の方針に基づき必要な措置を講じる。

- (1) 職員が安心して業務に従事できる環境を確保するため、ハラスメント行為の防止に努める。
- (2) ハラスメントが発生した場合には、速やかに事実確認を行い、適切な対応を行う体制を整備する。
- (3) ハラスメント行為が継続し、施設運営や他の利用者への影響が懸念される場合には、契約の見直しやサービス提供の制限等の措置を講じることがある。

(4) 職員に対しては、ハラスメント対応に関する研修を定期的実施し、対応力の向上を図る。

(5) 利用者及びその家族等に対しては、契約時に本方針を説明し、理解と協力を求める。

(相談体制の整備)

2 本施設は、ハラスメントに関する相談窓口を設置し、職員が安心して相談できる体制を整備する。また、相談内容に応じて、必要な支援や対応を行う。

(再発防止策)

3 本施設は、ハラスメント事案の発生を受けて、再発防止に向けた対策（研修、マニュアル整備、環境改善等）を講じる。

(協力医療機関との連携)

第 27 条 本施設は、入所者の急変時等に迅速かつ適切な医療対応を行うため、協力医療機関との連携体制を構築する。

1. 協力医療機関は、以下の要件を満たすものとする。

(1) 医師または看護職員による 24 時間の相談対応体制を有すること。

(2) 診療の求めに応じて、常時診療を行う体制を有すること。

(3) 入院が必要と認められた場合、原則として受け入れる体制を有すること。

2. 協力医療機関との協定内容は、年 1 回以上確認し、必要に応じて見直す。

3. 協力医療機関の名称および協定内容については、指定権者に届け出るものとする。

4. 入所者が協力医療機関に入院した後、病状が軽快し退院可能となった場合には、速やかに再入所できるよう努める。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

平成 27 年 4 月 1 日改定

平成 27 年 6 月 1 日改定

平成 27 年 7 月 1 日改定

平成 28 年 10 月 1 日改定

平成 29 年 1 月 1 日改定

平成 30 年 1 月 1 日改定

令和 3 年 4 月 1 日改定

令和 3 年 8 月 1 日改定

令和 5 年 3 月 1 日改定

令和 5 年 6 月 1 日改定

令和 6 年 6 月 1 日改定

令和 7 年 4 月 1 日改定